

湯浅町老人クラブ連合会 愛称募集

☎ 湯浅町老人クラブ連合会 Tel 63-5175 Fax 63-3304
住所：〒643-0005 湯浅町栖原126（湯浅町社会福祉協議会内）

明るく、若々しく、誰にでも親しみを持ってもらえるような愛称を募集します。

採用者には商品券1万円分贈呈します。

●応募期間／1月6日(月)～31日(金)

●応募方法／応募用紙に必要事項を記入し、問い合わせ先へ郵送・Faxで応募いただくか、応募用紙を「湯浅町地域福祉センター・湯浅町役場福祉課・湯浅町立図書館」までご持参ください。（応募用紙は各施設に設置しています。）

詳しくは、応募用紙をご覧ください。お問い合わせ先までご連絡ください。

湯浅町障がいを理由とする差別をなくす条例に基づく模範事業者を募集します

☎ 福祉課 福祉係 ⑪番窓口 Tel 64-1120

令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務となっています。

障がいを理由とする差別の解消の普及・啓発に取り組んでいる事業者を表彰するため、模範的な事業者を募集します。

●対象事業者

湯浅町に事業所があり、障がいを理由とする差別をなくすための活動に積極的に取り組んでいる事業者

●応募例

- ・段差を解消し、スロープに改装した
- ・障がいのある方を積極的に雇用している
- ・代筆や車いすの対応など職員研修を実施している
- ・来店できない方のために配達や送迎を行っている等

●応募方法

自薦、他薦を問いませんので、上記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

●応募締切 1月31日(金)

要介護認定者の障害者控除のご案内

☎ 福祉課 介護保険係 ⑫⑬番窓口 Tel 64-1120

確定申告等の際に、本人又は扶養親族が障がいのある方の場合、障害者（特別障害者）控除として、一定金額を所得から控除できる制度があります。この制度は基本的に障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、障害者手帳をお持ちでない方でも65歳以上の要介護認定を受けている方で対象になる場合があります。

要介護認定者の方が障害者（特別障害者）控除を受けるため

には、湯浅町が交付する「湯浅町障害者控除対象認定書」が必要です。事前にお問い合わせのうえ、福祉課介護保険係に申請してください。

